



富士市告示第35号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年 3月29日

富士市
上記代表者 富士市長 小長井 義正



- 1 都市計画の種類及び名称
 岳南広域都市計画第一種市街地再開発事業
 富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
 縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
 富士市役所都市整備部都市計画課

岳南広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定（富士市決定）

都市計画富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称	富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業						
面 積	約 1.0ha						
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	面積及び幅員	延長	備考	
		幹線街路	3・4・20号富士停車場厚原線	16m	約 170m	都市計画道路	
		区画道路	市道本町二丁目1号線	3m	約 90m	既設	
			区画道路1号	10m	約 30m	新設	
	公園及び緑地	緑地	緑地1号	約 900 m ²	—	新設	
			緑地2号	約 200 m ²	—	新設	
	下水道	富士市単独公共下水道（西部処理区）に接続					
建築物の整備に関する計画	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考 ※地区計画の制限内容
		建築面積	延べ面積	建蔽率	容積率		
	I	約 3,000 m ²	約 17,200 m ² (約 13,100 m ²)	約 8/10	約 32/10	店舗 住宅 公益施設	容積率の最高限度 40/10 容積率の最低限度 20/10 建蔽率の最高限度 8/10 建築面積の最低限度 200 m ² 壁面位置の制限 1m
II	約 1,600 m ²	約 6,300 m ² (約 4,900 m ²)	約 8/10	約 25/10			
建築敷地の整備に関する計画	街区番号	建築敷地面積	整備計画				
	I	約 4,100 m ²	壁面の位置の制限により安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、富士駅から富士本町通りに繋がる歩行者動線の確保により、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。				
II	約 2,000 m ²	富士駅北口からの富士山眺望の確保を配慮し、富士市の玄関口としてふさわしい景観形成を図る。					
住宅建設の目標	戸数	備考					
	—	—					

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

富士駅北口第一地区において、本市の玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、都市機能の更新と土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、第一種市街地再開発事業を本案のとおり決定する。

決 定 理 由

本地区は、東海道本線富士駅北口に位置し、富士本町商店街等が立地するほか、幹線道路と鉄道が交差する本市の主要な交通結節点であり、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針における将来都市像図では、都市拠点に位置付けられている。

富士市都市計画マスタープランにおいては、地区のまちづくりのコンセプトを「富士山を望む本市の玄関口として、美しさとやさしさを感じる、誰もが住みたくなるまち」とし、雄大な富士山及びその景観に調和した美しさと、人やまちのやさしさを感じることのできる、誰もが住みたくなるまちに再生するため、老朽化した建築物の更新にあわせ、定住人口の増加と市民・観光客等の交流による賑わいの創出を図り、再開発事業を促進するとともに、地区計画等のまちづくりルールの導入を推進することとしている。

このことから、本市の玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、都市機能の更新と土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業を本案のとおり決定する。

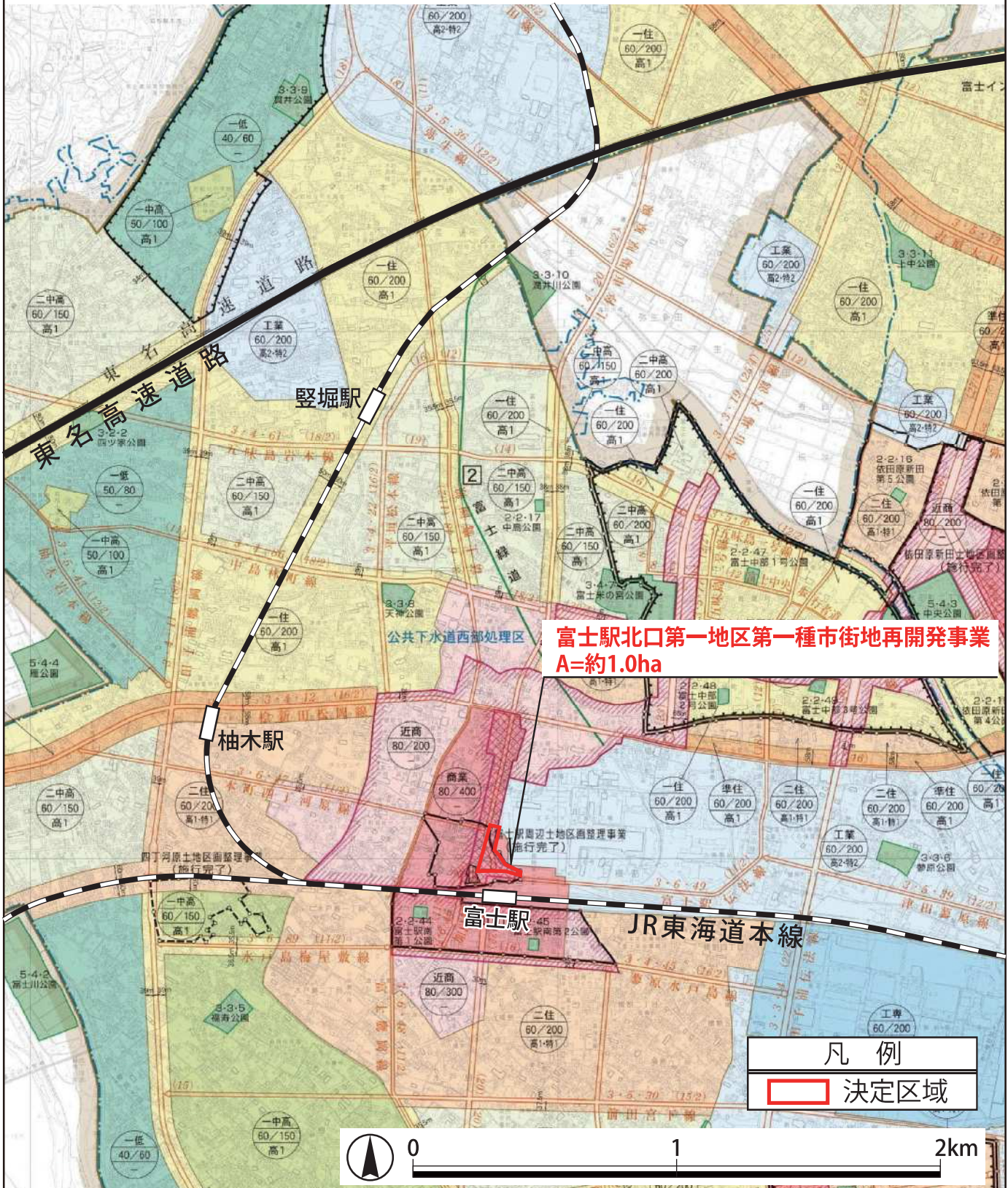
岳南広域都市計画 第一種市街地再開発事業の決定
 富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業
 富士市決定

第2号議案附図

NO.1

位置図

S=1:20,000



岳南広域都市計画 第一種市街地再開発事業の決定
 富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業
 富士市決定

第2号議案附図

NO.2

拡大図

S=1:2,000

